

東浦保育園保護者説明会の意見概要

1 実施概要

日 時：令和5年11月28日（火）

出席者数：計8名

2 質問・回答内容

- 仮設園舎での保育になった場合、駐車場はどうなるのか（送り迎えの混雑時など）。
 - ⇒ 事業者の提案した工事図面や、工事の段階になどによって変わってまいります。継続的に保育を行う上で、送り迎えの混雑時を含めて駐車台数が適切に確保されることは大変重要と考えております。
 - このため、事業者を選定する中での審査項目として、「工事期間中の送迎用駐車スペースの確保」を設け、評価に差を付けることとしてまいります。
 - こうしたことから、駐車スペースが適切に確保された工事計画が提案されるものと考えております。

- 令和6年度の新入園児の受入はどのようになるか。
 - ⇒ 民営化することに伴い、新入園児の受入を停止・縮小することはありません。例年通り募集を行い、保育士数や保育室の面積に応じて、可能な範囲で受入を行います。
 - 令和6年4月の入所申込みについては、令和5年12月から受付開始となり、その段階で市のホームページに受入可能数の目安（○や△など）をお示ししますので、ご参照ください。

- 利用定員が60名になるとあり、単純計算だと各クラス10名となるが、例えば7名在園児がいるクラスの場合、3名しか入れないということか。

- 利用定員60名ということは入所児童数60名がベースとなり、それを超えた数（例えば70名）は入所できなくなってしまうのか。
 - ⇒ 利用定員は施設を整備するうえでの目安として設定するものであり、制度上、保育士や保育室の面積が十分であれば、利用定員を超えて児童の受入を行う「利用定員の弾力化」も一定の範囲（国の基準では利用定

員の120%までが目安)で可能となっております。

園舎が建替えられた場合においても、ある程度の数であれば、60名を超える希望者がいた場合でも、入所できるものと考えておりますが、最終的には運営する事業者の判断となります。

また、今回60名と言う利用定員を設定する中で、将来の地域の保育ニーズや、周辺の保育所の配置状況なども勘案して設定いたしましたので、民営化に伴い、「在園児が転園しなければならなくなること」や、「地域の保育ニーズが入所可能数を超過してしまうこと」はないものと考えています。

○ 今回の再公募で事業者が決まらなかった場合、どうなるのか。

⇒ 仮に決まらなかった場合は、再公募をするかなどについて、改めて庁内で検討をさせていただくこととなります。

昨年度公募において「選定法人なし」となった背景として用地の確保が困難であったと考えられる中、募集条件を「現地建替」としたこと、同様の「現地建替」の条件で昨年度、事業者を公募した松原保育園では複数の事業者から応募があったことなどから、今回の公募により、事業者が決まる可能性が高いものと考えております。